入札に係る配付資料

業務名
広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

1　入札公告

2　入札説明書

3　委託契約書（案）

4　支払区分

5　業務委託契約約款（長期継続契約用）

6　仕様書、図面等

7　一般競争入札参加資格確認申請書

8　委託業務低入札価格報告書

9　入札書　３枚

10　入札金額内訳書

11　委任状

12　誓約書

13　仕様書等に関する質問書

14　質疑応答書

入 札 公 告

平成30年2月16日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長

1 競争入札に付する事項

（1） 業務名

広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

（2） 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

（3） 契約期間

契約締結の日から平成34年3月31日まで（長期継続契約）

（4） 履行期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

（5） 予定価格

非公表

（6） 調査基準価格

予定価格の3分の2

（7） 履行場所

広島市社会福祉センター中広会館

広島市西区中広町一丁目18番27号

（8） 入札方式

本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

（9） 入札方法

ア　入札金額は、4年間（履行期間）の総価を記載すること。

イ　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

（1） 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

（2） 広島市競争入札参加資格「平成29・30・31年 物品の売買，借入れ，修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「51 建築物清掃」及び「56 常駐警備」の特定調達契約以外に係る等級区分において、前者については「B」に格付けされ、後者については「B」「C」のいずれかに格付けされている者又は平成29年度に当該業務の履行の実績を有する者であること。

（3） 広島市競争入札参加資格「平成29・30・31年 物品の売買，借入れ，修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「54 建築物飲料水貯水槽清掃」、及び「57 冷暖房設備等の運転管理（常駐）」に登録されている者であること。

（4） 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

（5） 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても，営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

（6） その他は、入札説明書による。

3　一般競争入札参加資格確認申請書等の配布方法

広島市社会福祉協議会のホームページ(http://shakyo-hiroshima.jp/)のトップページの「お知らせ」→「入札(業務)について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

(1) 配布期間

入札公告の日から平成30年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

〒732－0822
広島市南区松原町5番1号(広島市総合福祉センター内)
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
電話 082－264－6400

4　契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

契約条項は、前記3(2)に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の配布方法

広島市社会福祉協議会のホームページ(http://shakyo-hiroshima.jp/)のトップページの「お知らせ」→「入札(業務)について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、前記3(2)において配布する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問い合わせ先

前記3(2)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は3回限りとする。

(7) 入札・開札の日時及び場所

平成30年3月5日(月) 午後2時00分
広島市南区松原町5番1号
広島市総合福祉センター 5階　団体交流スペース

(8) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札にあたっては。予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

5　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には,「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下、「資格確認申請書等」という。)を持参により提出するものとする。

(1) 提出先

前記3(2)に同じ

（2） 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

（3） 提出期限

開札日の翌日の正午まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

（4） その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6　一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2(5)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7　落札者の決定

（1） 前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。

（2） 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8　その他

（1） 入札保証金

免除

（2） 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。

イ　資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ　入札金額を訂正したもの。

エ　その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札。

（3） 契約保証金

要。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

（4） 契約書作成の要否

要

（5） 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときには、入札の執行を延期又は中止することがある。

（6） 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の収支予算が減額・削除された場合には、本件契約の変更・解除を行うことがある。また、社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

（7） その他

詳細は入札説明書による

入札説明書

1　契約担当部署
社会福祉法人広島市社会福祉協議会　総務課
〒732－0822
広島市南区松原町5番1号（広島市総合福祉センター内）
電話 082－264－6400

2　競争入札に付する事項
（1）業務名
広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務
（2）履行の内容等
別紙「仕様書」のとおり
（3）契約期間
契約締結の日から平成34年3月31日まで（長期継続契約）
（4）履行期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで
（5）予定価格
非公表
（6）調査基準価格
予定価格の3分の2
（7）履行場所
広島市社会福祉センター中広会館
広島市西区中広町一丁目18番27号

3　入札方式
本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。
入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、最低入札価格提示者（落札候補者）に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求めて入札参加資格を有することを確認し、落札者を決定するものである。
なお、最低入札価格提示者が次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。
・入札参加資格を有していないと確認した場合
・無効な入札の場合
・調査基準価格を下回る価格の入札をし、低入札価格報告書を提出した場合で、低入札価格調査の結果、落札者としないと決定したとき

4　入札に参加する者に必要な資格
（1）地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
（2）広島市競争入札参加資格「平成29・30・31年 物品の売買，借入れ，修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「51 建築物清掃」及び「56 常駐警備」の特定調達契約以外に係る等級区分において、前者については「B」に格付けされ、後者については「B」「C」のいずれかに格付けされている者又は平成29年度に当該業務の履行の実績を有する者であること。
（3）広島市競争入札参加資格「平成29・30・31年 物品の売買，借入れ，修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「54 建築物飲料水貯水槽清掃」及び「57 冷暖房設備等の運転管理（常駐）」に登録されている者であること。

（4） 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
（5） 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5　資格確認申請書等の書類の配布方法
広島市社会福祉協議会のホームページ(http://shakyo-hiroshima.jp/)のトップページの「お知らせ」→「入札(業務)について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。
（1） 配布期間
入札公告の日から平成30年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
（2） 配布場所
前記1に同じ。

6　契約条項を示す場所等
（1） 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
契約条項は、前記1に同じ。
（2） 仕様書等に関する質問
ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり、書面(指定様式)を提出すること。
（ア） 提出期間
入札公告の日から平成30年2月28日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
（イ） 提出場所及び問い合わせ先
前記1に同じ。
（ウ） 提出方法
質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。
イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌営業日以降、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。(ただし、質問書の提出が上記(2)ア(ア)の期間の最終日にあった場合等は、回答書が閲覧できない場合がある。)
（ア） 閲覧期間
入札公告の日から平成30年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
（イ） 閲覧場所
前記1に同じ。

7　入札の方法
（1） 入札金額は、4年間(履行期間)の総価を記載すること。
（2） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8　入札書等の提出方法
（1） 入札書
入札書は、持参すること。なお、郵送、電送等その他の方法は認めない。
（2） 入札金額内訳書(初度入札のみ)
入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初

度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

（3）委任状

入札は原則として「代表者又は継続して委任を受けている者」により行うこと。やむをえず代理人により入札を行う場合は、入札開始前に委任状を提出すること。委任状は、前記1において交付する。

（4）誓約書

本業務に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を作成し、入札開始前に提出すること。誓約書は前記1において交付する。

9　開札等

（1）入札・開札の日時及び場所

ア　日時　平成30年3月5日（月）午後2時00分

イ　場所　広島市南区松原町5番1号
広島市総合福祉センター　5階　団体交流スペース

（2）開札

ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）

イ　開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者（最低入札価格提示者）とする。

ウ　落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ　開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

10　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者（落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。）は、一般競争入札参加資格確認申請書等を持参により提出するものとする。

また、一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(1)　提出先

前記1に同じ。

(2)　提出部数

提出部数は、1部とする。

(3)　提出期限

開札日の翌日の正午まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4)　その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

11　一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合においては、開札日以後、落札決定までの間に前記4(5)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12　落札者の決定

(1) 前記11より一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。他に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再度の入札を行う。なお、再度の入札を行う場合においては、調査の対象となった者は再度の入札に参加することはできない。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 低入札価格調査

(1) 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(2) 委託業務低入札価格報告書の提出

開札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札書を提出した者は、委託業務低入札価格報告書(以下「報告書」という。)を持参により提出するものとする。

ア 提出先

前記1に同じ。

イ 提出部数

提出部数は、1部とする。

ウ 提出期限

平成30年3月8日(木) 午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額(各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人広島市社会福祉協議会を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。)までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は、休日でない前日)までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になっ初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書を前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ｱ) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体(広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(ｲ) 広島市税について滞納がないこと。

(ｳ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

なお、契約保証金の免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(5) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会が定めた日に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の収支予算が減額・削減された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。また、社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) この入札に関係する資料等は、次のとおり配布する。

入札関係資料等	配布場所
・ 入札公告 ・ 入札説明書 ・ 委託契約書 ・ 支払区分 ・ 契約約款 ※ 仕様書、図面等を添付 ・ 一般競争入札参加資格確認申請書 ・ 委託業務低入札価格報告書 ・ 入札書 ※3枚交付 ・ 入札金額内訳書 ・ 委任状 ・ 誓約書 ・ 仕様書等に関する質問書 ・ 質疑応答書 など	広島市社会福祉協議会のホームページ(http://shakyo-hiroshima.jp/)のトップページの「お知らせ」→「入札(業務)について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。 社会福祉法人広島市社会福祉協議会 〒732－0822 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内 電話 082－264－6400

委託契約書（総価契約）　案

委託業務名	広島市社会福祉センター中広会館の 会館保守管理･設備の運転･清掃等業務
履行場所	広島市西区中広町一丁目１８番２７号
契約期間	契約締結の日から平成３４年３月３１日まで（長期継続契約）
履行期間	平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日まで
委託契約金額	￥　　円　支払内訳は別紙のとおり （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額　　円）
支払方法	請求期限 受注者は、毎月の業務及び発注者の検査完了後、翌月の２０日までに支払請求書を提出するものとする。 振込手数料 発注者は口座振込の方法により支払いを行う場合においては、請求金額から振込手数料を差し引いて、受注者に支払うものとする。
支払期日（期限）	契約代金は、毎月初日から末日までの１か月の業務分を月単位で支払うものとし、支払期日（期限）は、翌々月末日とする。ただし、発注者の毎月の業務の検査完了後、請求があった日から起算して３０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検査完了期日（期限）	仕様書のとおり
契約保証金	要　ただし、免除要件に該当する場合は免除とする。 （詳細は、入札説明書）
その他の契約事項	業務委託契約約款のとおり
特約条項	無
適用除外事項	無　（契約保証金免除の場合は　業務委託契約約款第１８条とする）
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の業務委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　広島市南区松原町５番１号
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
会　長　　永　野　正　雄

受注者

別 表

委託料の支払区分

平成30年度

区 分	広島市社会福祉センター中広会館				合 計
実施業務 実施月	貯水槽の衛生管理業務	清掃業務	設備の巡回点検業務	施設の警備及び受付業務	
4月	円	円	円	円	円 0
5月					0
6月					0
7月					0
8月					0
9月					0
10月					0
11月					0
12月					0
1月					0
2月					0
3月					0
合計	0	0	0	0	0

別 表

委託料の支払区分

平成31年度

区 分	広島市社会福祉センター中広会館				合 計
実施業務 実施月	貯水槽の衛生管理業務	清掃業務	設備の巡回点検業務	施設の警備及び受付業務	
4月	円	円	円	円	円 0
5月					0
6月					0
7月					0
8月					0
9月					0
10月					0
11月					0
12月					0
1月					0
2月					0
3月					0
合計	0	0	0	0	0

別 表

委託料の支払区分

平成32年度

区 分	広 島 市 社 会 福 祉 セ ン タ ー 中 広 会 館				合 計
実施業務 実施月	貯水槽の衛生管理業務	清 掃 業 務	設備の巡回点検業務	施設の警備及び受付業務	
4月	円	円	円	円	円 0
5月					0
6月					0
7月					0
8月					0
9月					0
10月					0
11月					0
12月					0
1月					0
2月					0
3月					0
合計	0	0	0	0	0

別 表

委託料の支払区分

平成33年度

区分	広島市社会福祉センター中広会館				合計
実施業務 実施月	貯水槽の衛生管理業務	清掃業務	設備の巡回点検業務	施設の警備及び受付業務	
4月	円	円	円	円	円 0
5月					0
6月					0
7月					0
8月					0
9月					0
10月					0
11月					0
12月					0
1月					0
2月					0
3月					0
合計	0	0	0	0	0

業務委託契約約款（長期継続契約用）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。

６　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

（委託業務の公共性の認識等）

第２条　受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもつて、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

第３条　委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

３　受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成８年４月１日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第１条の２第３号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑴　物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成９年９月１２日施

行）第６条第１項各号（第３号を除く。）、第６条の２第１項又は第６条の３第１項若しくは第２項（同要綱第６条の３第１項又は第２項の場合にあっては、同要綱第６条第１項第１号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

⑵　指名停止措置要綱第２条第１項又は指名停止措置要綱第３条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成１６年１２月１日施行）第１２条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

⑶　暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和６２年１１月１日施行）第２条第１項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第２条第２項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第２条第３項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第４項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第２条第５項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

４　受注者は、前項第３号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

５　受注者は、前３項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第３項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第５条　受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書の作成）

第６条　受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（従業員）

第７条　受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

２　発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不適当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

（現場責任者）

第８条　受注者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

⑴　受注者の従業員の指導監督

⑵　仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾

⑶　その他この契約の目的達成に必要な事項

２　発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

（臨機の措置）

第９条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（検査等）

第１０条　発注者は、必要があると認めたときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

２　発注者は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

（報告義務）

第１１条　受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

⑴　事故が発生し、又はそのおそれがある場合

⑵　その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

２　受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

（実施報告書等）

第１２条　受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して１０日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

３　受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

（委託契約金額の各年度における支払予定額）

第１３条　この契約による委託契約金額の各年度における支払予定額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

年　　度	支払予定額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
平成２９年度	円（　　円）
平成３０年度	円（　　円）
平成３１年度	円（　　円）
平成３２年度	円（　　円）
平成３３年度	円（　　円）

（委託契約金額の支払）

第１４条　受注者は、第１２条第２項又は第３項の検査に合格したときは、別紙支払内訳書記載の区分に応じ、当該履行期間に係る委託契約金額の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に委託契約金額を支払うものとする。

（予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除）

第１５条　第１３条の規定により発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

２　受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（談合行為等の措置）

第１５条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第２条第６項の不当な取引制限をし、同法第３条の規定に違反する行為がある又はあ

ったとして、同法第７条又は第７条の２の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

⑵　この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第８項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

⑶　その他この契約に係る入札に関して、受注者が第１号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

⑷　この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第１９８条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、第１項各号のいずれかに該当するときは、第１３条に規定する各年度の支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の１０分の２（同項第４号に該当するときは、１０分の１）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

４　第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第１６条　発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。

⑵　受注者が、この契約を誠実に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

⑶　受注者が、第４条第２項から第４項までの規定に違反したとき。

⑷　受注者が、第１８条第３項の規定に違反したとき。

⑸　受注者が、前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

⑹　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ　下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ　受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方で

ある事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　受注者は、前項第２号から第６号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、第１項第２号から第６号までの規定によりこの契約を解除されたときは、最高支払予定額の１０分の１に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（解除後の処理）

第１７条　受注者は、前２条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して１０日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第１８条　契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

２　契約保証金には、利息を付けない。

３　受注者がこの契約について広島市契約規則（昭和３９年広島市規則第２８号）第３１条第１号の履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して７日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から１年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該１年間又は複数年間の中途で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

４　受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金（履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。）は、第１５条の２第１項及び第１６条第１項第２号から第６号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１８条の２　受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等をいう。第５項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

４　受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

５　受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

６　受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第１８条の３　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

（一般的損害）

第１９条　この契約の履行について生じた損害（次条第１項及び第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１９条の２　この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適

当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（遅延損害金）

第２０条　受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、履行期間を延長することができる。

２　前項の遅延損害金は、延長前の履行期間満了の日から第１２条第２項又は第３項の規定による検査の合格の日までの日数１日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額として定める額の１，０００分の１に相当する額とする。

（広島市契約規則第３１条第３号を適用し契約保証金を免除する場合、次の条文を加える。）

（相殺）

第２０条の２　発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（守秘義務）

第２１条　受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

２　受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第２２条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（従事者の監督）

第３　受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４　受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（適正管理）

第７　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第８　受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第９　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１０　受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（事故発生時における報告等）

第１１　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

仕　様　書

1　業務名

広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

2　対象の施設

(1)　施設の名称　広島市社会福祉センター中広会館

(2)　施設の位置　広島市西区中広町一丁目１８番２７号

(3)　敷地の面積　1,627.09 ㎡

(4)　建物の規模　地下１階（機械室）地上３階　延面積　1,428.02 ㎡

3　業務内容

(1)　設備の巡回点検業務

別紙１の実施要領によるものとする。

(2)　施設の警備及び受付業務

別紙２の実施要領によるものとする。

(3)　清掃業務

別紙３の実施要領によるものとする。

(4)　貯水槽の衛生管理業務

水道法第３４条の２第１項の規定に準ずる衛生管理業務（７月）

4　開館時間及び休館日

(1)　開館時間は、９時から２１時までとする。

(2)　休館日は、毎月第３日曜日、８月６日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）とする。

5　実施時間

(1)　設備の巡回点検業務

原則として開館日週１回（各３時間）

(2)　警備業務

開館日の１７時から機械警備へ切り替えるまでとする。

(3)　受付業務

平日の開館日　　１７時から２１時

土・日曜日、祝日の開館日　　９時から２１時

(4)　清掃業務

原則として開館日の８時から２１時

6　業務実施報告

委託業務実施報告書は、業務日誌及び１か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は，業務日誌については業務終了の翌日（休日等についてはその翌日）に、月間報告書については翌月１０日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。

7　検査完了期日（期限）

発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が３月３１日を超える場合は、３月３１日とする。

8　その他

⑴　要員が病気その他の事由で業務に従事できないときは、これに代わるべき要員を業務に従事させるものとする。

⑵　この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、必要に応じて、発注者と受注者で協議し、定めるものとする。

別紙１

設備の巡回点検業務実施要領

１　目　　的

広島市社会福祉センター中広会館の各設備を常に良好な状態に保ち、円滑な会館の運営を図る。

２　業務内容

⑴　自家用電気工作物の日常管理（保安管理業務を除く）
　その他次のものを含む。
　ア　照明器具の整備、不良球の取替え
　イ　その他簡易な修理

⑵　冷暖房空調設備の点検及び保守管理
　ア　個別空調機の点検整備
　イ　全熱交換機の点検整備
　ウ　エアフィルターの清掃

⑶　放送設備の保守管理及び消防用設備等の日常点検

⑷　衛生、給排水、ガス設備の保守管理
　ア　各ポンプ用モーターの点検整備
　イ　各配管系統の巡回点検整備
　ウ　パッキン類その他消耗品の取替え、注油及び小修理

３　業務実施上の留意事項

⑴　受注者は、当該施設が公共施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう業務に従事させなければならない。

⑵　業務の実施に当たっては、当該施設の管理運営に支障のないよう行うものとする。

４　報　　告

受注者は、業務終了後、報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

５　費用の負担

委託業務を行うために要する費用のうち、照明器具・電球・その他簡易な小修理等に要する消耗品類は、発注者の負担とする。

別紙２

施設の警備及び受付業務実施要領

１　目　　的

火災・盗難等の事故予防及び会館内の秩序を維持するため、監視・巡視を実施し、広島市社会福祉センター中広会館の円滑な会館運営を図る。

２　業務内容

⑴　警備業務の実施事項

ア　開館及び閉館時の正面玄関の開閉

イ　火災及び盗難の防止

ウ　建物内外の巡視及び警戒

エ　駐車場内外の違法駐車の状況報告

オ　駐輪場内の自転車等の整理・整頓

カ　その他警備上必要と認める事項

⑵　巡回時刻及び方法

ア　巡回時刻

巡回時刻は次表のとおりとし、打刻計記録用紙を添付して、報告するものとする。

警備・巡視開始時刻	巡回経路	摘　　要
２１：００～	別図のとおり	閉館後における最終警備・戸締り

〈注 1〉　閉館後、全員が退館したことを確認し、機械警備操作板操作による機械警備へ切替える。

イ　巡回方法

(ｱ)　ガスの元栓、ガスコンロ、コンセント等の火元の確認をすること。

(ｲ)　電灯の消し忘れ、水道栓の締め忘れを確認すること。

(ｳ)　室内を巡回する際は、外部出入口を必ず施錠したうえで巡回すること。

(ｴ)　各室等の窓及び出入口の施錠を確認すること。

(ｵ)　避難施設等を点検すること。

⑶　受付業務の実施事項

ア　来館者への対応及び電話の取次ぎ並びに郵便物の受理

３　業務実施上の留意事項

受注者は、業務の実施期間中、業務の実施に支障のないよう警備員を配置し、業務に従事させなければならない。

4　報　告

受注者は、毎日の警備業務終了後、報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

5　災害時の対応

(1)　火災発生の場合、直ちに１１９番通報し、消火活動がしやすいように門扉の開閉等の措置をし、初期消火に努めること。

(2)　発注者及び関係者に連絡すること。

(3)　付近の災害に気付いたときは、状況を確認し必要な処置をとること。

(4)　盗難を発見した場合、現場を保存し発注者及び関係者に連絡すること。

(5)　その他事故が発生し又は発見したときは、臨機応変に適切な措置を講じ、発注者及び関係者に連絡すること。

6　その他

(1)　受注者は、配置する従業員の住所、氏名等を発注者に届けなければならない。また異動があったときも同様とする。

(2)　受注者は、来訪者等に対し親切丁寧に対応できる従業員を配置しなければならない。

(3)　受注者は、定期的に従業員の健康診断を行い、健康管理に注意を払わなければならない。

(4)　受注者は、従業員をして当該施設における消防用設備の使用方法を熟知せしめるよう指導するとともに、配置先施設に順応するよう日頃から教育訓練を行なわなければならない。

別紙３

清掃業務実施要領

１　目　　的

本業務は、広島市社会福祉センター中広会館内の清掃を実施することにより、施設の保全を図るものであり、その業務内容は、次のとおりとする。

２　業務内容

⑴　清掃範囲等は、別表１、別表２及び添付図面のとおりとする。
なお、次表の箇所及び入居団体の事務室を除く。

※　清掃範囲から除外される区域（添付図面　網がけ内除外区域）

階	区　　域
地階	電気室・機械室
１階	空調配管室・倉庫・物入・守衛室
２階	空調配管室・倉庫・機械室
３階	空調配管室・倉庫・機械室

⑵　清掃方法、回数、時期等

清掃を行う方法、回数及び時期等は、別表３により行うほか、次によるものとする。

ア　日常清掃

(ｱ)　センター内に発生したゴミ及び不燃物等については、所定の場所へ処理収集するものとする。

(ｲ)　清掃範囲から除外される区域であっても、受注者の従業員が管理使用すべき部分については、自主的に清潔、整理、整頓に留意するものとする。

イ　定期清掃

定期清掃に従事する日時については、発注者の業務に支障のない日時とし、別途、発注者・受注者で協議して定めるものとする。

３　業務実施に当たっての留意事項

⑴　業務の実施に当たっては、常時必要な人員を配置するものとする。

⑵　従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用するものとする。

⑶　従業員には、次の事項を遵守させるものとする。

ア　品位を保ち、仮にも来館者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ　節度あるきびきびした作業を行なうものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。

ウ　休憩は、指定した場所で行い、特に作業の途中で休憩するときは、機具・資材を１箇所に整頓してから行なうこと。

(4)　作業終了後は、指定した場所に機具・資材を整理して格納するものとする。

(5)　業務の実施に当たっては、当該施設の管理運営に支障のないよう行うものとする。

4　報　　告

受注者は、毎日の業務終了後、清掃業務作業日誌を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

5　費用の負担等

(1)　受注者は、委託業務に必要な限りで、従業員の控室等発注者の施設の一部を使用することができる。

(2)　委託業務を行うために要する費用のうち次のものは、発注者の負担とする。

ア　電気料、水道料、ガス料

イ　トイレットペーパー、ゴミ袋、トイレ用石鹸水

清掃場所一覧表　　別表1

【広島市社会福祉センター中広会館】　　No1

階	場所（室）名	面積（㎡）	床材料名
1階	玄関ホール	42.9	タイル
	事務室	28.4	Pタイル
	老人集会室(天満地区社協事務局使用	0.0	畳
	集会室	89.4	Pタイル
	ボランティアセンター	54.6	〃
	福祉サロン	57.2	〃
	トイレ(男性・女性)	36.3	タイル
	湯沸室	5.9	Pタイル
	廊下	34.0	〃
	階段	37.4	〃
2階	第1講習室	28.5	畳
	第2講習室	41.8	〃
	第1集会室	32.5	Pタイル
	第2集会室	78.2	〃
	料理室	78.2	〃
	準備室	8.5	〃
	更衣室	10.6	〃
	トイレ(男性・女性)	28.6	タイル
	湯沸室	5.9	Pタイル
	廊下	37.2	〃
	階段	21.4	〃
3階	第1会議室兼図書室	28.6	Pタイル
	第2会議室	74.4	〃
	体育室	92.0	板
	談話室	62.8	Pタイル
	トイレ(男性・女性)	28.6	タイル
	湯沸室	5.9	Pタイル
	シャワー室(男)	7.2	タイル
	シャワー室(女)	5.5	〃
	廊下	42.4	Pタイル
	階段	21.4	〃
その他	屋上	607.2	コンクリート
	会館用駐車場	50.7	〃
	バルコニー	197.6	〃
	館外敷地	474.8	〃　ほか

清掃面積区分別一覧

別表2

【広島市社会福祉センター中広会館】

玄関ホール	42.9	タイル	扉・ガラスドア	39.3		
廊下	113.6	Pタイル	扉・ガラスドア	81.1		
階段	3フロア	Pタイル	階段面積	80.2		
トイレ・洗面所	93.5	タイル	壁面	196.4	※1	
湯沸室	17.7	Pタイル	壁面	26.6	3か所	
駐車場	50.7	コンクリート				
建物外周・バルコニー	672.4	コンクリート	館外敷地・バルコニー			
屋上	607.2	コンクリート				
会議室	726.7	Pタイル・畳・板	※2	福祉サロン等	190.0	※3
事務室	28.4	Pタイル	※4			
更衣室	10.6	Pタイル				
シャワールーム	2基		面積	12.7	※5	
合計	2363.7					

※1　ごみ処理・容器清掃か所‥12個、衛生陶器‥27基、洗面台・鏡‥17台、
　　トイレットペーパー・水石鹸補充か所‥6か所、扉‥12枚

※2　会議室‥‥(1階)集会室、ボランティアセンター、福祉サロン、(2階)第1講習室、第2講習室、
　　第1集会室、第2集会室、料理室、準備室、(3階)第1会議室兼図書室、第2会議室、体育室、談話室
　　(体育室を除く面積　671.2㎡　老人集会室、第1講習室、第2講習室、体育室を除く面積　564.4㎡)

※3　福祉サロン等‥福祉サロン、ボランティアセンター、料理室

※4　事務室‥‥事務室

※5　洗面台・鏡‥2台、シャワー‥2基

別表3

清掃業務の作業内容・回数・清掃面積等一覧

広島市社会福祉センター中広会館
[共用区域]

No. 1

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数（日）	清掃面積又は数量	備考
玄関ホール	日常清掃	石材	床を掃く（除塵）	1 ／日	347	42.9 ㎡	－
		－	床を拭く	1 ／日	347	42.9 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	2 ／日	347	42.9 ㎡	床面積で算出
		－	什器・備品類を拭く	1 ／日	347	42.9 ㎡	床面積で算出
		－	扉・ガラスドアを拭く	1 ／日	347	39.3 ㎡	－
	定期清掃	石材	床を表面洗浄する	1 ／年	1	42.9 ㎡	5月
		－	床を剥離洗浄する	－ ／年	－	0 ㎡	－
		－	壁面を拭く	－ ／年	－	0 ㎡	－
		－	－	－ －	－	－	－
廊下	日常清掃	弾性床材	床を掃く（除塵）	1 ／日	347	113.6 ㎡	－
		－	床を拭く	1 ／日	347	113.6 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	2 ／日	347	113.6 ㎡	床面積で算出
		－	－	－ －	－	0	－
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄（洗浄・ワックス掛け）する	1 ／年	1	114 ㎡	－
			床を剥離洗浄する	2 ／年	2	113.6 ㎡	5・11月
		－	壁面を拭く	－ ／年	－	0 ㎡	－
		－	扉・ガラスドアを拭く	1 ／月	12	81.1 ㎡	－
階段	日常清掃	弾性床材	床を掃く（除塵）	1 ／日	347	3 フロア	各階ごとの階段の数で算出
			床を拭く	1 ／日	347	3 フロア	同上
		－	手摺りの清掃	1 ／日	347	3 フロア	同上
		－	－	－ －	－	－	－
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄（洗浄・ワックス掛け）する	1 ／年	1	3 フロア	各階ごとの階段の数で算出
			床を剥離洗浄する	2 ／年	2	3 フロア	5・11月
		－	－	－ －	－	－	－

別表3

清掃業務の作業内容・回数・清掃面積等一覧

広島市社会福祉センター中広会館
[共用区域]

No. 2

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数(日)	清掃面積又は数量	備考
トイレ・洗面所	日常清掃	陶磁器タイル	床を掃く(除塵)	1 ／日	347	93.5 ㎡	－
			床を拭く	1 ／日	347	93.5 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1 ／日	347	12 個	容器の数で算出
		－	衛生陶器を清掃する	1 ／日	347	27 基	便器の数で算出
		－	洗面台・鏡を清掃する	1 ／日	347	17 台	洗面台(鏡)の数で算出
		－	トイレットペーパー、水石鹸を補充	1 ／日	347	6 所	トイレの数で算出
	定期清掃	陶磁器タイル	床を洗剤洗いする	1 ／月	12	93.5 ㎡	
		－	壁面を拭く	1 ／週	52	196.4 ㎡	－
		－	扉を拭く	1 ／週	52	12 枚	扉の数で算出
		－	－	－ －	－	－	－
湯沸室	日常清掃	弾性床材	床を掃く(除塵)	1 ／日	347	17.7 ㎡	－
			床を拭く	1 ／日	347	17.7 ㎡	－
		－	茶殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1 ／日	347	3 所	湯沸室の数で算出
		－	流し台と周辺を清掃する	1 ／日	347	3 所	同上
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	1 ／年	1	18 ㎡	－
			床を剥離洗浄する	2 ／年	2	17.7 ㎡	5・11月
		－	壁面を拭く(除塵)	1 ／週	52	26.6 ㎡	－
		－	－	－ －	－	－	－
エレベータ	日常清掃	弾性床材	床を掃く(除塵)	－ ／日	－	0 基	－
			床を拭く	－ ／日	－	0 基	－
		－	壁面を除塵する	－ ／日	－	0 基	－
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	－ ／年	－	0 基	－
			床を剥離洗浄する	－ ／年	－	0 基	－
		－	－	－ －	－	－	－

別表3

清掃業務の作業内容・回数・清掃面積等一覧

広島市社会福祉センター中広会館
[共用区域]

No.3

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数(日)	清掃面積又は数量	備考
駐車場	日常清掃	コンクリート	－	－ －	－	0.0 ㎡	－
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
	定期清掃	コンクリート	拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	4 ／年	4	51 ㎡	
		－	洗浄する	－ ／月	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
建物外周・バルコニー	日常清掃	石材	拾い掃きを行う	1 ／日	346	672.4 ㎡	－
		コンクリート	－	－ －	－	－	－
			－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
	定期清掃	石材	洗浄する	－ ／月	－	0 ㎡	－
		コンクリート	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
屋上	定期清掃	コンクリート	拾い掃きを行う	6 ／年	6	607.2 ㎡	4・6・8・10・12・2月
		－	床を洗浄する	－ ／月	－	0 ㎡	
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－

別表3

清掃業務の作業内容・回数・清掃面積等一覧

広島市社会福祉センター中広会館
[共用区域]

No. 4

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数(日)	清掃面積又は数量	備考
ロビー	日常清掃	弾性床材	床を掃く(除塵)	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	床を拭く	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	什器・備品類を拭く	－ ／日	－	0 ㎡	－
	定期清掃	石材 弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	－ ／年	－	0 ㎡	－
			床を剥離洗浄する	－ ／年	－	0 ㎡	－
		畳	日光消毒	－ ／年	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
応接室	日常清掃	カーペット	カーペットを除塵する	－ ／日	－	0 ㎡	－
			カーペットのしみ取り・補修を行う	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	机上清掃	－ ／日	－	0 ㎡	－
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	－ ／年	－	－	－
			床を剥離洗浄する	－ ／年	－	－	－
		カーペット	カーペット床のドライ洗浄	－ ／年	－	0 ㎡	－
			カーペット床の洗浄	－ ／年	－	0 ㎡	－
		－	－	－ －	－	－	－
会議室 集会室 ボランティアセンター 福祉サロン 第1講習室、第2講習室 第1集会室、第2集会室 料理室、準備室 第1会議室兼図書室 第2会議室、体育室	日常清掃	弾性床材	床を掃く(除塵)	1 ／日	347	726.7 ㎡	－
			床を拭く	1 ／日	347	726.7 ㎡	－
		カーペット	カーペットを除塵する	－ ／日	－	0 ㎡	－
			カーペットのしみ取り・補修を行う	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1 ／日	347	190.0 ㎡	福祉サロン・ボランティアセンター・料理室
		－	机上清掃	1 ／日	347	634.7 ㎡	体育室を除く
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	1 ／年	1	564.4 ㎡	第1・2講習、体育室除く
			床を剥離洗浄する	2 ／年	2	564.4 ㎡	7・1月
		カーペット	カーペット床のドライ洗浄	－ ／年	－	0 ㎡	－
			カーペット床の洗浄	－ ／年	－	0 ㎡	－

別表3

清掃業務の作業内容・回数・清掃面積等一覧

広島市社会福祉センター中広会館
[共用区域]

No. 5

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数(日)	清掃面積又は数量	備考
事務室	日常清掃	カーペット	カーペットを除塵する	－ ／日	－	0 ㎡	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	－ ／日	－	0 ㎡	
		－	－	－ －	－	－	－
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	1 ／年	1	28 ㎡	－
			床を剥離洗浄する	2 ／年	2	28.4 ㎡	7・1月
		カーペット	カーペット床のドライ清掃	－ ／年	－	0 ㎡	－
			カーペット床の洗浄	－ ／年	－	0 ㎡	－
OAルーム	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	－ ／年	－	－	－
			床を剥離洗浄する	－ ／年	－	－	－
		－	備品類を拭く	－ ／月	－	－	
		－	－	－ －	－	－	－
職員ホール 休憩室	日常清掃	畳	床を掃く(除塵)	－ ／日	－	0 ㎡	－
		弾性床材	床を掃く(除塵)	－ ／日	－	0 ㎡	－
			床を拭く	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	什器・備品類を拭く	－ ／日	－	0 ㎡	－
		－	－	－ －	－	－	－
	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	－ ／年	－	0 ㎡	－
			床を剥離洗浄する	－ ／年	－	0 ㎡	－
		畳	日光消毒	－ ／年	－	0 枚	－

別表3

清掃業務の作業内容・回数・清掃面積等一覧

広島市社会福祉センター中広会館

[専用区域]

No. 6

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数(日)	清掃面積又は数量	備考
更衣室	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	1 ／年	1	11 ㎡	－
			床を剥離洗浄する	2 ／年	2	10.6 ㎡	5・11月
		－	－	－ －	－	－	－
食堂 喫茶	定期清掃	弾性床材	床を掃く(除塵)	－ ／年	－	0 ㎡	－
			床を拭く	－ ／年	－	0 ㎡	－
		－	－	－ －	－	－	－
シャワールーム	定期清掃	－	洗面台、鏡を清掃する	4 ／年	8	2 台	洗面台(鏡)の数で算出
		－	シャワー室の清掃	4 ／年	56	2 基	シャワー室の数で算出
		－	－	－ －	－	－	－

[その他]

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当り作業日数(日)	清掃面積又は数量	備考
ガラス	定期清掃	ガラス	窓ガラス清掃	2 ／年	2	401.8 ㎡	9・3月
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
電話機	定期清掃	電話機	電話機の清掃	1 ／週	52	14 台	－
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
吹出口・吸込口	定期清掃	吹出・吸込口	吹出口・吸込口の清掃	1 ／年	1	148 個	12月
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
照明器具	定期清掃	照明器具	照明器具の除塵	1 ／年	1	230 基	12月
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－
ブラインド	定期清掃	ブラインド	ブラインド清掃	1 ／年	1	66 個	1月
		－	－	－ －	－	－	－
		－	－	－ －	－	－	－

【添付図面】

中広会館

屋 階

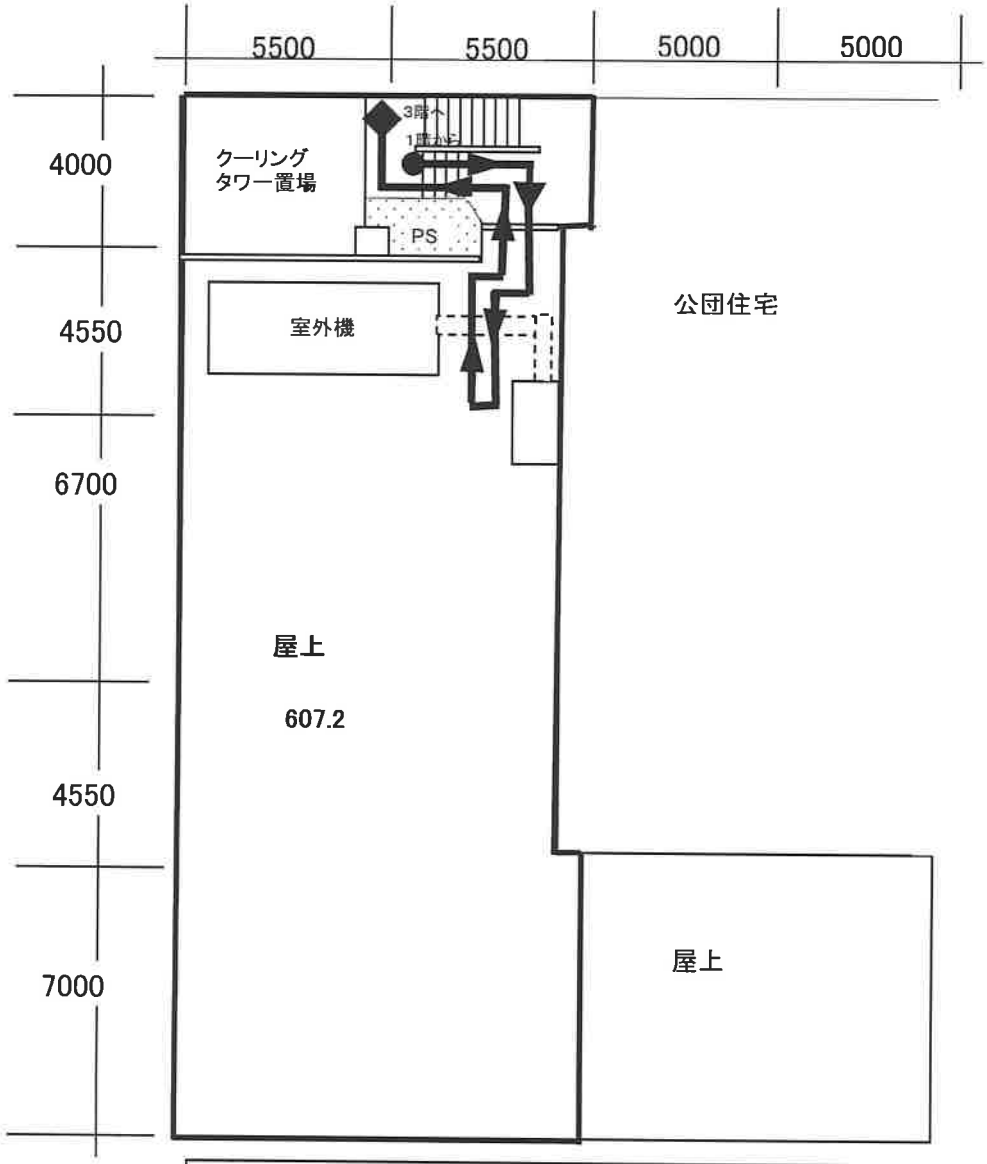

屋階平面図　S≒1：200

凡例

●―	階のはじめ
―◆	階のおわり
―▶	順回路
◎	打刻計設置

巡回経路

順	階
1	屋上
2	3階
3	2階
4	1階

【添付図面】

中広会館

３階

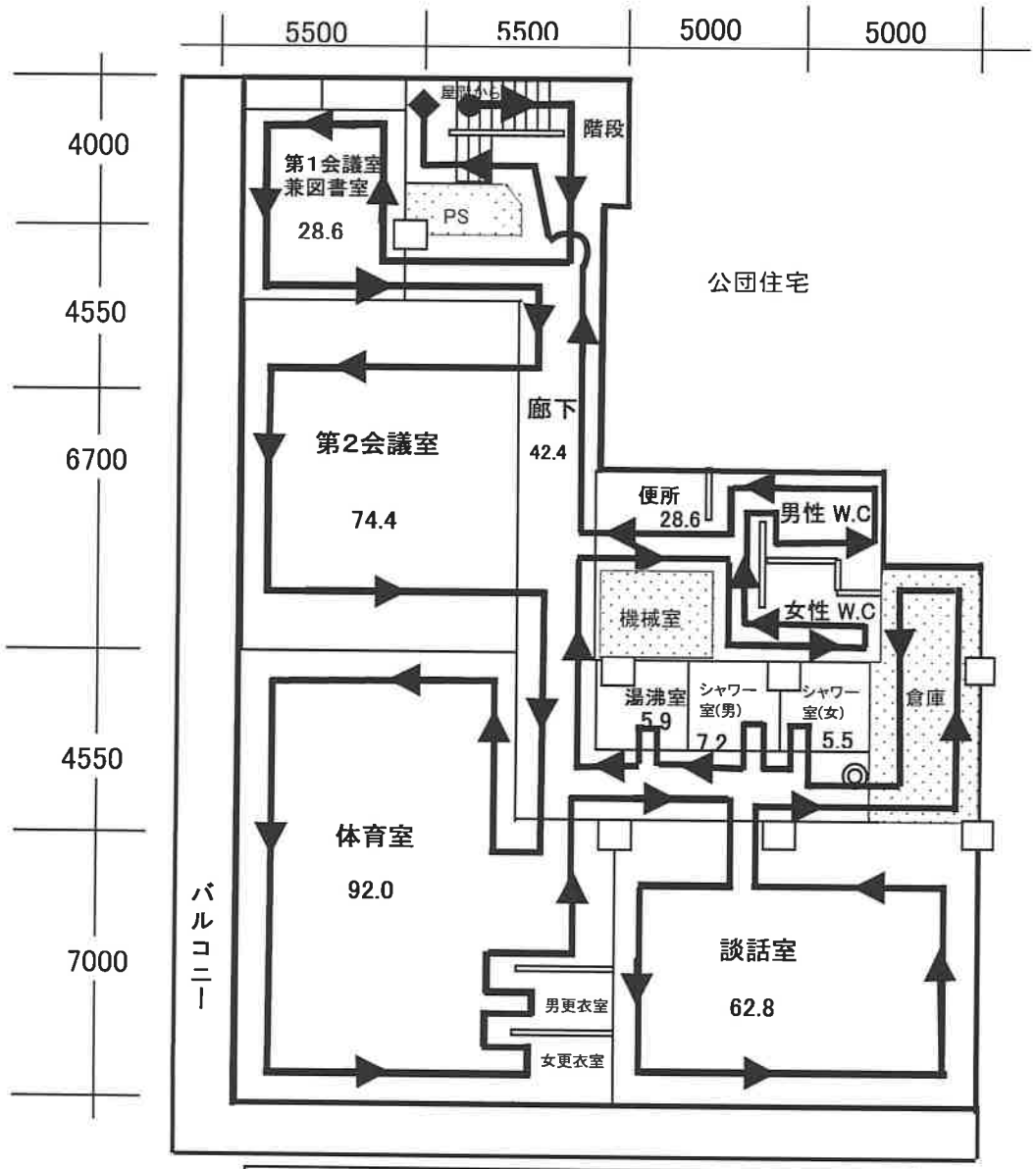

３階平面図　S≒1：２００

凡例

●―	階のはじめ
―◆	階のおわり
―▶	順回路
◎	打刻計設置

巡回経路

順	階
1	屋上
2	3階
3	2階
4	1階

【添付図面】

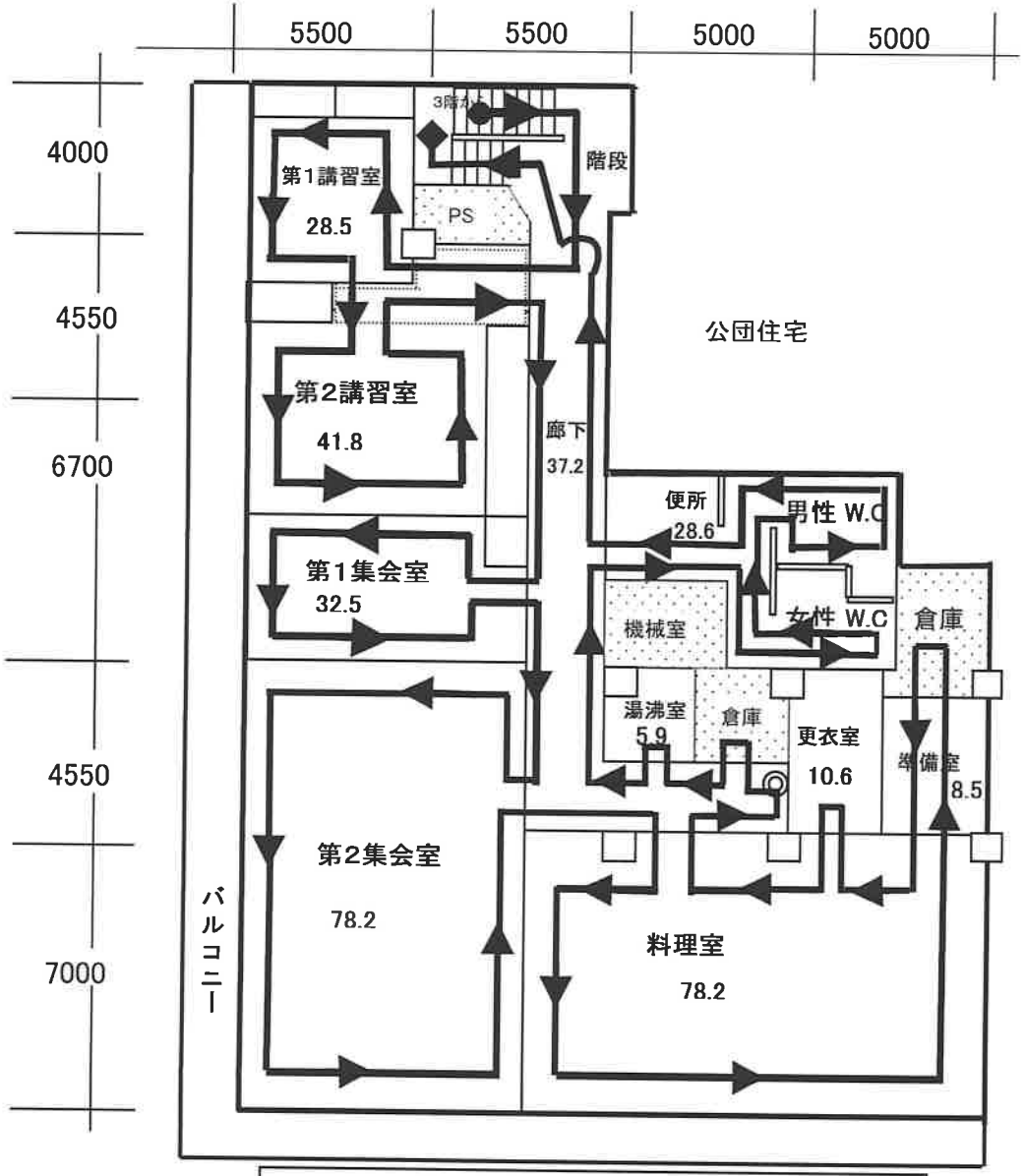

２階平面図　S≒1：２００

中広会館

２階

凡例

●—	階のはじめ
—◆	階のおわり
—▶	順回路
◎	打刻計設置

巡回経路

順	階
1	屋上
2	3階
3	2階
4	1階

【添付図面】

中広会館

1階

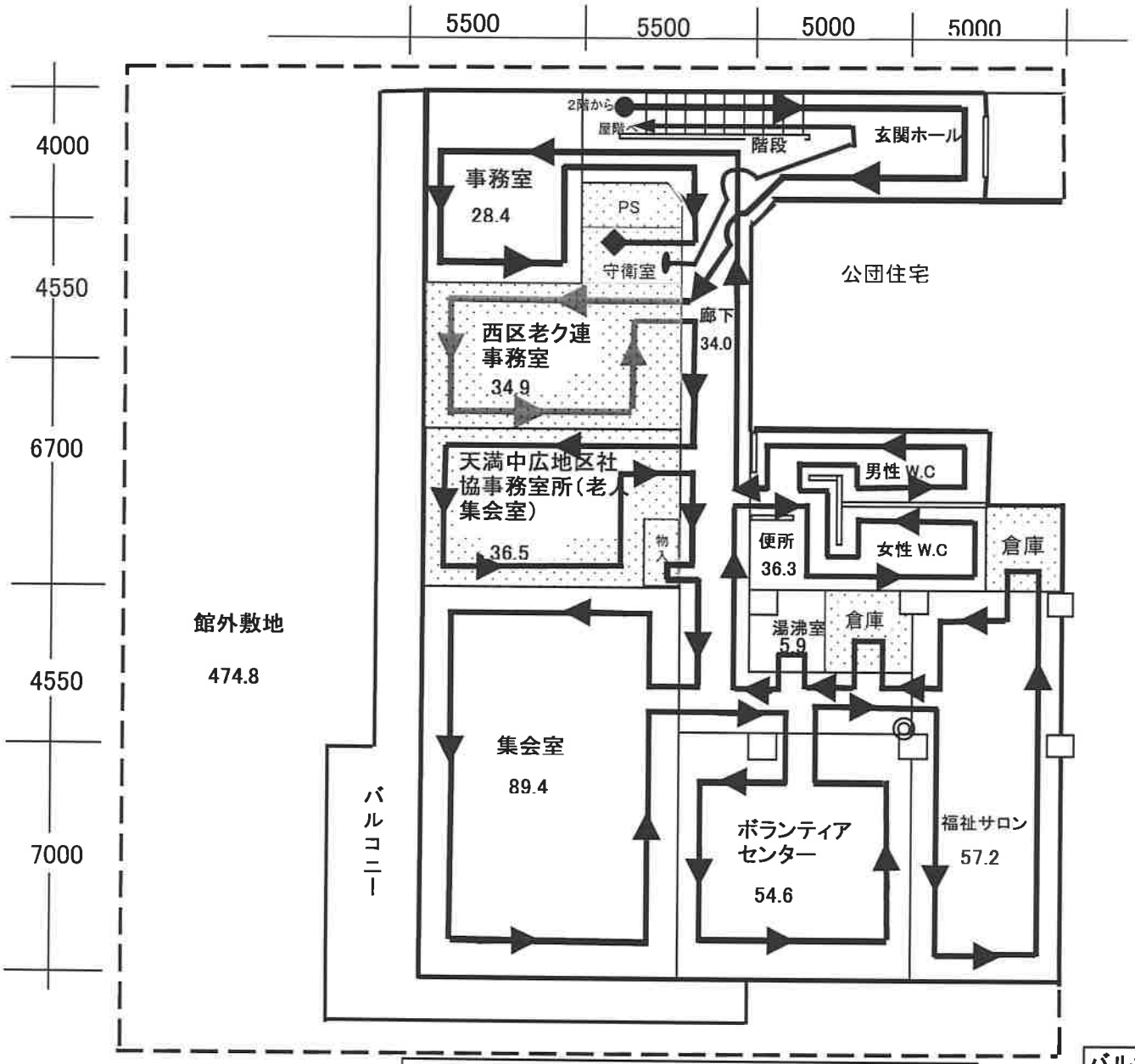

凡例

●	階のはじめ
◆	階のおわり
→	順回路
◎	打刻計設置
●	巡回スタート
◆	巡回終わり

巡回経路

順	階
1	屋上
2	3階
3	2階
4	1階

1階平面図　S≒1：200

バルコニー（合計）197.6㎡

【添付図面】

中広会館

地 階

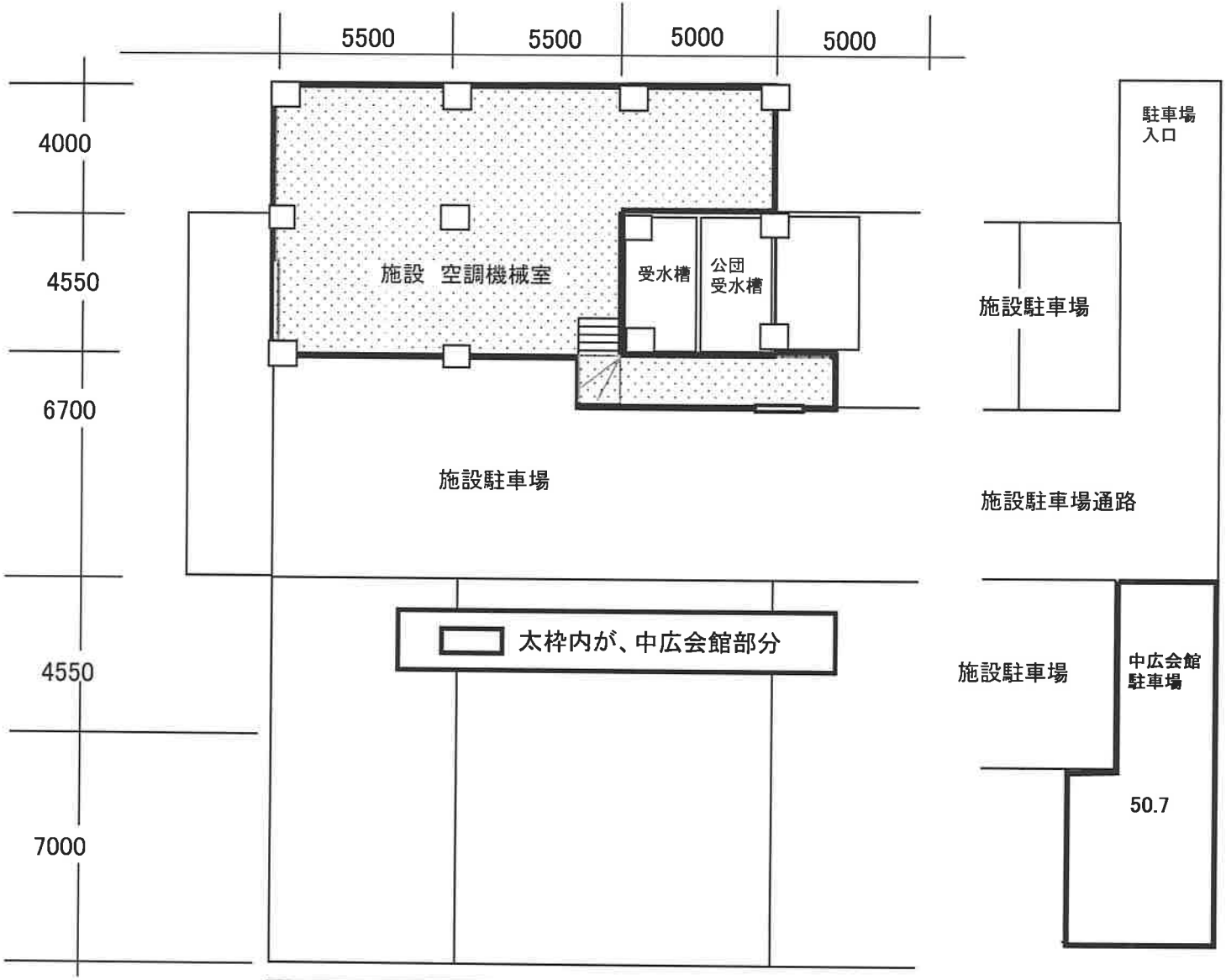

地階平面図　S≒1：200

凡例

●―	階のはじめ
―◆	階のおわり
―▶	順回路
◎	打刻計設置

巡回経路

順	階
1	屋上
2	3階
3	2階
4	1階

平成30年度　中広会館　開館日数調べ

平成30年4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

29　昭和の日
30　振替休日

開館日	休館日
29	1

平成30年5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

3　憲法記念日
4　みどりの日
5　こどもの日

開館日	休館日
30	1

平成30年6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

開館日	休館日
29	1

平成30年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

16　海の日

開館日	休館日
30	1

平成30年8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6　休日（平和記念日）
11　山の日

開館日	休館日
29	2

平成30年9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

17　敬老の日
23　秋分の日
24　振替休日

開館日	休館日
29	1

平成30年10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8　体育の日

開館日	休館日
30	1

平成30年11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

3　文化の日
23　勤労感謝の日

開館日	休館日
29	1

平成30年12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

23　天皇誕生日
24　振替休日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成31年1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1　元日
14　成人の日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成31年2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

11　建国記念の日

開館日	休館日
27	1

平成31年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

21　春分の日

開館日	休館日
30	1

平成30年度		
	年　間	365
	開館日	346
	休館日	19

平成31年度　中広会館　開館日数調べ

平成31年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

29　昭和の日

開館日	休館日
29	1

平成31年5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3　憲法記念日
4　みどりの日
5　こどもの日
6　振替休日

開館日	休館日
30	1

平成31年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

開館日	休館日
29	1

平成31年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

15　海の日

開館日	休館日
30	1

平成31年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6　休日(平和記念日)
11　山の日
12　振替休日

開館日	休館日
29	2

平成31年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

16　敬老の日
23　秋分の日

開館日	休館日
29	1

平成31年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

14　体育の日

開館日	休館日
30	1

平成31年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

3　文化の日
4　振替休日
23　勤労感謝の日

開館日	休館日
29	1

平成31年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

23　天皇誕生日

12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成32年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1　元日
13　成人の日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成32年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

11　建国記念の日

開館日	休館日
28	1

平成32年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

20　春分の日

開館日	休館日
30	1

平成31年度	年　間	366
	開館日	347
	休館日	19

平成32年度　中広会館　開館日数調べ

平成32年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29　昭和の日

開館日	休館日
29	1

平成32年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3　憲法記念日
4　みどりの日
5　こどもの日
6　振替休日

開館日	休館日
30	1

平成32年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

開館日	休館日
29	1

平成32年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20　海の日

開館日	休館日
30	1

平成32年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6　休日(平和記念日)
11　山の日

開館日	休館日
29	2

平成32年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21　敬老の日
22　秋分の日

開館日	休館日
29	1

平成32年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12　体育の日

開館日	休館日
30	1

平成32年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3　文化の日
23　勤労感謝の日

開館日	休館日
29	1

平成32年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

23　天皇誕生日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成33年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1　元日
11　成人の日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成33年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11　建国記念の日

開館日	休館日
27	1

平成33年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

20　春分の日

開館日	休館日
30	1

平成32年度	年　間	365
	開館日	346
	休館日	19

平成33年度　中広会館　開館日数調べ

平成33年4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

29　昭和の日

開館日	休館日
29	1

平成33年5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3　憲法記念日
4　みどりの日
5　こどもの日

開館日	休館日
30	1

平成33年6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

開館日	休館日
29	1

平成33年7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

19　海の日

開館日	休館日
30	1

平成33年8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6　休日（平和記念日）
11　山の日

開館日	休館日
29	2

平成33年9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

20　敬老の日
23　秋分の日

開館日	休館日
29	1

平成33年10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11　体育の日

開館日	休館日
30	1

平成33年11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

3　文化の日
23　勤労感謝の日

開館日	休館日
29	1

平成33年12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

23　天皇誕生日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成34年1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1　元日
10　成人の日
12/29～1/3　休日(年末年始)

開館日	休館日
27	4

平成34年2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

11　建国記念の日

開館日	休館日
27	1

平成34年3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

21　春分の日

開館日	休館日
30	1

平成33年度		
	年　間	365
	開館日	346
	休館日	19

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
（業者番号　　）

一般競争入札参加資格確認申請書

（入札後資格確認型一般競争入札用）

平成３０年２月１６日付けで入札公告のありました下記業務に係る一般競争入札の参加資格について確認を受けるため、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則第２条の規定に該当しない者であること、この業務に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること及び下記の添付書類の内容については、いずれも事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の誓約事項及び添付書類等について確認するため、広島市への照会など、必要に応じて調査されることに同意します。

記

１　業務名
広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

２　添付書類
⑴　広島市税の納税証明書（写し）
「直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）
⑵　消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その３」「その３の２」「その３の３」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）

（問い合わせ先）
担当者：
部　署：
電　話：
E-mail：

委託業務低入札価格報告書

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

当社が平成３０年３月５日に入札した「広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務」に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

【内容】

1　当該入札価格で入札した理由	項目別調査票(1)-(1)
2　その積算の内容等	項目別調査票(1)-(2)
3　人員配置等の実施計画	項目別調査票(2)-(3)
4　従事者の調達見通し	項目別調査票(2)-(4)
5　手持機器資材等の状況	項目別調査票(2)-(5)
6　手持業務の状況	項目別調査票(3)-(6)
7　過去に受託した業務の実施状況	項目別調査票(3)-(7)
8　その他	項目別調査票(3)-(8)

（注意事項）

①上記の項目別調査票は、該当の有無にかかわらず全て提出してください。該当のないものは当該記載欄に「該当なし」と明記してください。

②この報告書（項目別調査票を含む。）は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置等を行うことがあります。

項目別調査票（1）

（1）当該入札価格で入札した理由
（2）その積算の内訳等

項目別調査票（2）

（3）人員配置等の実施計画
（4）従事者の調達見通し
（5）手持機器資材等の状況

項目別調査票（３）

（６）手持業務の状況
（７）過去に受託した業務の実施状況
（８）その他

入　札　書（総価契約用）（第　　回）

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

入札者住所氏名

業者番号

FAX 番号

㊞

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の契約に関する諸規定及び仕様その他入札の諸条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

業 務 名 広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務									
業務場所 広島市社会福祉センター中広会館 広島市西区中広町一丁目１８番２７号									
入 札 金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（注）

１　入札金額は、消費税法第９条第１項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。

２　契約金額は、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

消費税法第９条第１項の適用について
（該当する方を○で囲んでください。）
１　　課　税　事　業　者
２　　免　税　事　業　者

総務課長

入　札　書（総価契約用）（第　　回）

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

入札者住所氏名

業者番号

FAX 番号

㊞

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の契約に関する諸規定及び仕様その他入札の諸条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

業 務 名 広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務									
業務場所 広島市社会福祉センター中広会館 広島市西区中広町一丁目１８番２７号									
入 札 金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（注）

1　入札金額は、消費税法第９条第１項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。

2　契約金額は、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

消費税法第９条第１項の適用について
（該当する方を○で囲んでください。）
1　　課　税　事　業　者
2　　免　税　事　業　者

総務課長

入　札　書（総価契約用）（第　　回）

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

入札者住所氏名

業者番号

FAX 番号

㊞

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の契約に関する諸規定及び仕様その他入札の諸条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

業 務 名 広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務									
業務場所 広島市社会福祉センター中広会館 広島市西区中広町一丁目１８番２７号									
入 札 金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（注）

1　入札金額は、消費税法第９条第１項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。

2　契約金額は、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

消費税法第９条第１項の適用について
（該当する方を○で囲んでください。）

1　　課　税　事　業　者

2　　免　税　事　業　者

総務課長

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

平成　　年　　月　　日作成

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印 （下記※1参照）
回答できる者の氏名	
連絡先電話番号	（　　）　　－　　（内線）

入札金額内訳書（委託業務）

業務名 （下記※2、※3参照）	広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

区分			積算の内容（下記※4参照）	金額	摘要
業務価格	業務原価	人件費（直接人件費） （ア）			
		物件費（直接物品費＋業務管理費） （イ）			
		合計 （ウ＝ア＋イ）			
	諸経費（一般管理費等） （エ）				
	合計 （オ＝ウ＋エ）				入札書記載金額 （下記※5参照）
消費税相当額 （カ＝オ×8%）					消費税率8%
業務費 （キ＝オ＋カ）					

次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は、無効とする。
※1　入札金額内訳書に記名・押印がないもの
※2　業務名がないもの
※3　業務名が誤っているもの（ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。）
※4　積算の内容に記載が全くないもの
※5　業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるものは、その入札を無効とする。（ただし、入札金額内訳書等の業務価格の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。）
※6　その他、入札金額内訳書作成手引きに掲げる事由に該当するもの

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

記　載　例

平成　○　年　○　月　○　日作成

《注意》
記名・押印がない場合は無効とします。

所在地	○○○○○○○○○○○○○○○
商号又は名称	○○○○○○
代表者職氏名	○○　○○　　印（下記※1参照）
回答できる者の氏名	○○　○○
連絡先電話番号	（○○○）○○○－○○○○（内線）

入札金額内訳書（委託業務）

業務名（下記※2、※3参照）	広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

区分			積算の内容（下記※4参照）	金額	摘要
業務価格	業務原価	人件費（直接人件費）（ア）	業務員A　○○○○円（単価／人日）×○○人日＝○○○○○○円 業務員B　○○○○円（単価／人日）×○○人日＝○○○○○○円	○○○○○○	
		物件費（直接物品費＋業務管理費）（イ）	ワックス　○○○○○円 消耗品　○○○○○円	○○○○○	
		合計（ウ＝ア＋イ）		○○○○○○	
	諸経費（一般管理費等）（エ）		（人件費＋物件費）×△％	○○○○○	
	合計（オ＝ウ＋エ）			○○○○○○	入札書記載金額（下記※5参照）
	消費税相当額（カ＝オ×8％）		業務価格の合計×8％	○○○○○	消費税率8％
	業務費（オ＋カ）				

《注意》積算の内容に記載が全くないものは、その入札を無効とします。

《注意》
「出精値引　△○○○○円」のような記載はしないこと。

《注意》
入札金額内訳書の「業務価格」の「合計金額」が入札書記載金額と異なるものは、無効とします。（ただし、入札金額内訳書等の業務原価の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。）

次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は、無効とする。
※1　入札金額内訳書に記名・押印がないもの
※2　業務名がないもの
※3　業務名が誤っているもの（ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。）
※4　積算の内容に記載が全くないもの
※5　業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるものは、その入札を無効とする。（ただし、入札金額内訳書等の業務価格の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。）
※6　その他、入札金額内訳書作成手引きに掲げる事由に該当するもの

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

（委任者）住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1　開札日　　平成　３０年　３月　５日

2　業務名　　広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

3　代理人使用印鑑

使用印

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

（共同企業体の場合は構成員全員）

誓　約　書

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務の競争入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書について、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長　様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
（業者番号　　）

仕様書等に関する質問書

平成３０年２月１６日付けで入札公告のありました下記業務について、仕様書等に関する質問を別紙（質疑応答書）のとおり提出します。

記

業務名
広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

（連絡先）
担当者：　　部署：
電　話：（　　）－　　－　　（代）（内線　　）
ＦＡＸ：（　　）－　　－
E-Mail：

質　疑　応　答　書

業務名

広島市社会福祉センター中広会館の会館保守管理・設備の運転・清掃等業務

番号	仕様書頁等	質　　問	回　　答

（注）　この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。